

12-1 緊急避難場所一覧

【洪水】

No.	避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備考
1	津田小学校	津田町津田 144 番地	さぬき市	0879-42-2047	410	
2	さぬき市公民館(津田公民館)	津田町津田 138 番地 16	〃	0879-42-3104	180	
3	津田保健センター	津田町津田 915 番地 1	〃	0879-42-1005	140	
4	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	70	
5	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽 1746 番地	〃	0879-42-4681	300	
6	さぬき南中学校	大川町富田西 2823 番地 1	〃	0879-43-4304	930	
7	大川公民館	大川町富田中 2215 番地 1	〃	0879-43-3594	140	
8	さぬき南小学校	大川町南川 61 番地	〃	0879-43-3037	490	
9	大川コミュニティセンター	大川町富田中 3306 番地 1	〃	—	40	
10	松尾ふれあい会館	大川町田面 140 番地 2	〃	—	40	
11	志度高等学校	志度 366 番地 5	香川県	087-894-1101	480	
12	志度中学校	志度 2214 番地 4	さぬき市	087-894-0148	860	
13	志度南交流センター	志度 4626 番地 42	〃	087-814-2466	130	
14	志度公民館末分館	末 1114 番地	〃	—	50	
15	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	140	
16	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	430	
17	鴨部ふれあいプラザ	鴨部 6090 番地 1	〃	087-895-0020	90	
18	小田ふれあいプラザ	小田 1522 番地 2	〃	087-890-0020	30	
19	寒川公民館	寒川町石田東甲 931 番地	〃	0879-43-2511	130	
20	寒川ふれあいプラザ	寒川町石田西 1037 番地 1	〃	—	60	
21	寒川幼稚園	寒川町石田西 384 番地 1	〃	0879-43-5686	80	
22	神前小学校	寒川町神前 1615 番地	〃	0879-43-2124	260	
23	長尾小学校	長尾東 901 番地 1	〃	0879-52-3181	1,060	
24	長尾公民館	長尾東 914 番地 1	〃	0879-52-2301	200	
25	辛立文化センター	長尾西 1694 番地	〃	0879-52-1684	100	
26	造田小学校	造田是弘 688 番地 1	〃	0879-52-2141	420	
27	造田ふれあいプラザ	造田野間田 693 番地 10	〃	—	30	
28	長尾公民館前山分館	前山 866 番地 4	〃	—	40	
29	旧多和小学校榎川分校	多和榎川 235 番地 1	〃	—	50	
30	結願の里	多和助光東 30 番地 1	〃	—	220	
31	多和診療所	多和助光東 29 番地 4	〃	0879-52-2019	40	

注意

- ① 屋内避難を原則とする。
- ② 結願の里と神前小学校を除く小中学校の避難場所は体育館とし、神前小学校は体育館及び多目的室とする。

【土石流・地滑り】

No.	避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備考
1	津田小学校	津田町津田 144 番地	さぬき市	0879-42-2047	410	
2	さぬき市公民館(津田公民館)	津田町津田 138 番地 16	〃	0879-42-3104	180	
3	津田保健センター	津田町津田 915 番地 1	〃	0879-42-1005	140	
4	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	70	
5	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽 1746 番地	〃	0879-42-4681	300	
6	さぬき南中学校	大川町富田西 2823 番地 1	〃	0879-43-4304	930	
7	大川公民館	大川町富田中 2215 番地 1	〃	0879-43-3594	140	
8	さぬき南小学校	大川町南川 61 番地	〃	0879-43-3037	490	
9	大川コミュニティセンター	大川町富田中 3306 番地 1	〃	—	40	
10	松尾ふれあい会館	大川町田面 140 番地 2	〃	—	40	
11	志度高等学校	志度 366 番地 5	香川県	087-894-1101	480	
12	志度中学校	志度 2214 番地 4	さぬき市	087-894-0148	860	
13	志度南交流センター	志度 4626 番地 42	〃	087-814-2466	130	
14	志度公民館末分館	末 1114 番地	〃	—	50	
15	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	140	
16	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	430	
17	鴨部ふれあいプラザ	鴨部 6090 番地 1	〃	087-895-0020	90	
18	志度公民館鴨部分館	鴨部 1099 番地	〃	—	110	
19	小田ふれあいプラザ	小田 1522 番地 2	〃	087-890-0020	30	
20	寒川公民館	寒川町石田東甲 931 番地	〃	0879-43-2511	130	
21	寒川ふれあいプラザ	寒川町石田西 1037 番地 1	〃	—	60	
22	寒川幼稚園	寒川町石田西 384 番地 1	〃	0879-43-5686	80	
23	神前小学校	寒川町神前 1615 番地	〃	0879-43-2124	260	
24	長尾小学校	長尾東 901 番地 1	〃	0879-52-3181	1,060	
25	長尾公民館	長尾東 914 番地 1	〃	0879-52-2301	200	
26	辛立文化センター	長尾西 1694 番地	〃	0879-52-1684	100	
27	造田小学校	造田是弘 688 番地 1	〃	0879-52-2141	420	
28	造田ふれあいプラザ	造田野間田 693 番地 10	〃	—	30	
29	長尾公民館前山分館	前山 866 番地 4	〃	—	40	
30	旧多和小学校榎川分校	多和榎川 235 番地 1	〃	—	50	
31	結願の里	多和助光東 30 番地 1	〃	—	220	
32	多和診療所	多和助光東 29 番地 4	〃	0879-52-2019	40	

注意

- ① 屋内避難を原則とする。
- ② 結願の里と神前小学校を除く小中学校の避難場所は体育館とし、神前小学校は体育館及び多目的室とする。

【高潮】

No.	避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備考
1	津田保健センター	津田町津田 915 番地 1	さぬき市	0879-42-1005	2,400	屋内
2	県道富田津田線及び市道神野37号線交差点	津田町津田 417 番地 3 地先	〃	—	100	
3	さわやか荘駐車場	津田町津田 2207 番地	津田福祉会	0879-42-1150	630	
4	津田総合公園	津田町津田 2020 番地	さぬき市	—	6,000	
5	津田の松原 SA 駐車場(上り)	津田町鶴羽 935 番地 5	〃	—	1,860	
6	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	800	屋内
7	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽 1746 番地	〃	0879-42-4681	760	屋内
8	鶴部展望ふれあい公園	津田町鶴羽 1520 番地 134	〃	—	660	
9	大川オアシス駐車場	津田町鶴羽 2326 番地 12	四国ゆいぽす	—	2,330	
10	志度中学校	志度 2214 番地 4	さぬき市	087-894-0148	5,590	屋内
11	志度南交流センター	志度 4626 番地 42	〃	087-814-2466	130	屋内
12	志度幼稚園	志度 3726 番地 1	〃	087-894-1750	2,830	屋内
13	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	660	屋内
14	日盛の里駐車場	鴨庄 4481 番地 2	〃	—	1,460	
15	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	910	屋内
16	志度総合運動公園	鴨庄 4305 番地 1	〃	—	5,860	
17	旧雇用促進住宅鴨庄住宅駐車場	鴨庄 4600 番地 22	〃	—	1,660	
18	小田ふれあいプラザ	小田 1522 番地 2	〃	087-890-0020	530	屋内
19	仁兵谷団地	小田 1324 番地	〃	—	500	
20	志度カントリークラブ入口	小田 434 番地 2 地先	志度カントリークラブ	—	280	

注意

- ① 屋外避難を原則とするが、屋内施設が開錠できる場合は屋内避難も可とする。
- ② 屋内避難施設がある場合の収容人数は、屋外及び屋内避難者の合計としている。

【津波】

No.	避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備 考
1	国道417号津田線と市道鶴羽37号線交差点	津田町津田 417 番地 3 地先	さぬき市	—	100	
2	さわやか荘 駐車場	津田町津田 2207 番地	津田福祉会	0879-42-1150	630	
3	津 田 総 合 公 園	津田町津田 2020 番地	さぬき市	—	6,000	
4	津田の松原 SA 駐車場(上り)	津田町鶴羽 935 番地 5	〃	—	1,860	
5	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	800	屋内
6	鶴部展望ふれあい公園	津田町鶴羽 1520 番地 134	〃	—	660	
7	大川オアシス 駐車場	津田町鶴羽 2326 番地 12	四国ゆめバス	—	2,330	
8	志 度 幼 稚 園	志度 3726 番地 1	〃	087-894-1750	2,830	屋内
9	生 涯 学 習 館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	660	屋内
10	日 盛 の 里 駐 車 場	鴨庄 4481 番地 2	〃	—	1,460	
11	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	910	屋内
12	志度総合運動公園	鴨庄 4305 番地 1	〃	—	5,860	
13	旧雇用促進住宅鴨庄住宅駐車場	鴨庄 4600 番地 22	〃	—	1,660	
14	仁 兵 谷 団 地	小田 1324 番地	〃	—	500	
15	志度カントリークラブ入口	小田 434 番地 2 地先	志度カントリークラブ	—	280	

注意

- ① 屋外避難を原則とするが、屋内施設が開錠できる場合は、施設の安全を確認し屋内避難も可とする。
- ② 屋内避難施設がある場合の収容人数は、屋外及び屋内避難者の合計としている。

【地震・大規模火災】

No.	避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備考
1	津田小学校	津田町津田 144 番地	さぬき市	0879-42-2047	5,660	
2	津田保健センター	津田町津田 915 番地 1	〃	0879-42-1005	2,260	
3	津田高等学校	津田町津田 1632 番地 1	香川県	0879-42-3125	6,600	
4	さわやか荘駐車場	津田町津田 2207 番地	津田福祉会	0879-42-1150	630	
5	津田総合公園	津田町津田 2020 番地	さぬき市	—	6,000	
6	津田の松原 SA 駐車場(上り)	津田町鶴羽 935 番地 5	〃	—	1,860	
7	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	730	
8	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽 1746 番地	〃	0879-42-4681	460	
9	大川オアシス駐車場	津田町鶴羽 2326 番地 12	四国ゆとりバス	—	2,330	
10	旧鶴羽小学校運動場	津田町鶴羽 781 番地 2	さぬき市	—	2,930	
11	さぬき南中学校	大川町富田西 2823 番地 1	〃	0879-43-4304	6,000	
12	大川公民館駐車場	大川町富田中 2215 番地 1	〃	0879-43-3594	2,130	
13	さぬき南小学校	大川町南川 61 番地	〃	0879-43-3037	4,860	
14	松尾ふれあい会館	大川町田面 140 番地 2	〃	—	2,960	
15	志度高等学校	志度 366 番地 5	香川県	087-894-1101	5,600	
16	志度中学校	志度 2214 番地 4	さぬき市	087-894-0148	4,730	
17	志度幼稚園	志度 3726 番地 1	〃	087-894-1750	2,660	
18	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	520	
19	日盛の里駐車場	鴨庄 4481 番地 2	〃	—	1,460	
20	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	480	
21	志度総合運動公園	鴨庄 4305 番地 1	〃	—	5,860	
22	旧雇用促進住宅鴨庄住宅駐車場	鴨庄 4600 番地 22	〃	—	1,660	
23	鴨部ふれあいプラザ	鴨部 6090 番地 1	〃	087-895-0020	1,330	
24	志度公民館鴨部分館	鴨部 1099 番地	〃	—	1,000	
25	小田ふれあいプラザ	小田 1522 番地 2	〃	087-890-0020	500	
26	寒川公民館駐車場	寒川町石田東甲 931 番地	〃	0879-43-2511	2,000	
27	寒川ふれあいプラザ	寒川町石田西 1037 番地 1	〃	—	310	
28	寒川幼稚園	寒川町石田西 384 番地 1	〃	0879-43-5686	930	
29	神前小学校	寒川町神前 1615 番地	〃	0879-43-2124	1,600	
30	長尾小学校	長尾東 901 番地 1	〃	0879-52-3181	4,400	
31	辛立文化センター	長尾西 1694 番地	〃	0879-52-1684	860	
32	造田小学校	造田是弘 688 番地 1	〃	0879-52-2141	3,400	
33	造田ふれあいプラザ	造田野間田 693 番地 10	〃	—	2,930	
34	長尾公民館前山分館	前山 866 番地 4	〃	—	480	
35	結願の里	多和助光東 30 番地 1	〃	—	1,260	

注意

- ① 屋外避難を原則とする。
- ② 隣接する施設の被害状況を確認し、余震に対する注意を払うこととする。

12-2 避難所一覧

【避難所】

No.	避難所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備考
1	津田小学校	津田町津田144番地	さぬき市	0879-42-2047	780	
2	津田高等学校体育館	津田町津田1632番地1	香川県	0879-42-3125	480	
3	さぬき南中学校	大川町富田西2823番地1	さぬき市	0879-43-4304	1,050	
4	さぬき南小学校	大川町南川61番地	〃	0879-43-3037	680	
5	松尾ふれあい会館	大川町田面140番地2	〃	—	70	
6	志度中学校	志度2214番地4	〃	087-894-0148	1,000	
7	志度幼稚園	志度3726番地1	〃	087-894-1750	340	
8	志度高等学校体育館	志度366番地5	香川県	087-894-1101	480	
9	志度構造改善センター	鴨庄4610番地45	さぬき市	087-894-1547	310	
10	寒川幼稚園	寒川町石田西384番地1	〃	0879-43-5686	130	
11	神前小学校	寒川町神前1615番地	〃	0879-43-2124	300	
12	長尾小学校	長尾東901番地1	〃	0879-52-3181	680	
13	造田小学校	造田是弘688番地1	〃	0879-52-2141	660	
14	結願の里体育館	多和助光東30番地1	〃	—	160	

【福祉避難所】

No.	避難所名	所在地	所有者	要配慮	備考
1	介護老人福祉施設 さわやかホーム	津田町津田2207番地	社会福祉法人 津田福祉会	高齢者等	
2	老人保健施設 さわやか荘	津田町津田2207番地	社会福祉法人 津田福祉会	高齢者等	
3	特別養護老人ホーム さざんか荘	大川町田面360番地	大川広域行政組合	高齢者等	
4	ショートステイ 志度の丘	志度4626番地8	株式会社青空	高齢者等	
5	デイサービス 志度の丘	志度4626番地8	株式会社青空	高齢者等	
6	高齢者福祉開発推進センター 日盛の里	鴨庄4481番地2	さぬき市 社会福祉協議会	高齢者等	
7	介護老人保健施設 ヌーベルさんがわ	寒川町石田東甲170番地	社会福祉法人 祐正福祉会	高齢者等	
8	障害者支援施設 真清水荘	寒川町石田東甲761番地9	社会福祉法人 祐正福祉会	身体障害者等	
9	特別養護老人ホーム 香東園	寒川町石田西680番地1	社会福祉法人 香東園	高齢者等	
10	盲養護老人ホーム 香東園	寒川町石田西680番地1	社会福祉法人 香東園	視覚・聴覚 障害者等	
11	あんず	長尾東1271番地	特定非営利活動法人 あんず	高齢者等	
12	ハーティヴィラ亀鶴	長尾西1602番地1	社会福祉法人 長尾正福祉会	高齢者等	
13	特別養護老人ホーム ゆたか荘	昭和562番地4	社会福祉法人 長尾正福祉会	高齢者等	
14	障害者支援施設 のぞみ園	昭和1032番地	社会福祉法人 長尾正福祉会	知的障害者等	

1 2 - 3 避難勧告等の判断基準

平成22年4月14日策定
平成22年12月22日修正
平成25年10月16日修正
平成27年10月14日修正

1 避難勧告等の発令区分及び対象事象

(1) 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は、次のとおりとする。

名 称	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者など特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。 立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した緊急避難場所へ立ち退き避難する。 緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。
避難 指 示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 津波災害から、立ち退き避難する。

(注意)

本基準においては、避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内での安全確保措置」と呼ぶこととする。

「立ち退き避難」は、緊急避難場所に移動することが原則であるが、緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険を及ぼしかねないと避難者自らが判断する場合には、「緊急的な待避」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等への避難）をとることとなる。さらに、外出することすら危険な場合には、「屋内での安全確保措置」（屋内でもより安全な場所への移動）をとることとなる。

(2) 避難勧告等の発令対象事象

① 立ち退き避難が必要な主な事象

災害の種別毎に命を脅かす危険性のあるため、立ち退き避難が必要な主な事象は次のとおりとする。

ア 水害（河川氾濫・内水氾濫）

- 比較的大きな河川（津田川及び鴨部川）において、堤防から水があふれ（越流）たり、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流

れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合

- 3) 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- 4) ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

イ 土砂災害

- 1) 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- 2) 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- 3) 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

ウ 高潮災害

- 1) 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
- 2) 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- 3) ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

エ 津波災害

- 1) 津波による浸水が予想される場合
- 2) 海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおそれがある場合

② 立ち退き避難の対象とならない事象

水害において立ち退き避難の対象とならない（屋内での安全確保措置）事象は次のとおりとする。

- ア 短時間で局地的な大雨 ⇒ 下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- イ 中小河川の氾濫で浸水深が浅い地域 ⇒ 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がない。
- ウ 浸水深が浅い内水氾濫 ⇒ 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がほとんどない。

2 具体的な判断基準

(1) 水害（河川氾濫・内水氾濫）

① 立ち退き避難すべき区域

水位周知河川の津田川及び鴨部川については、香川県が公表している浸水想定区域を原則とするが、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報、高松地方气象台（以下「气象台」という。）からの気象情報を収集する等、市内の状況を把握し、香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

また、他の河川については、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報、气象台からの気象情報を収集する等、市内の状況を把握し、香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に、香川県が設置している水位観測所の水位情報、気象注意報・警報等、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

ア 水位周知河川（津田川・鴨部川）

避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 津田川の弁天橋水位観測所又は鴨部川の脇橋水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達した場合 ② 津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合 ③ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近又は通過し、多量の降雨が予想される場合。 ④ 漏水等が発見された場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 津田川の弁天橋水位観測所又は鴨部川の脇橋水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達した場合 ② 津田川の弁天橋水位観測所又は鴨部川の脇橋水位観測所の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近又は通過し、多量の降雨が予想される場合。 ④ 市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合 ⑤ 異常な漏水等が発見された場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「計画高水位」を超えた状態で、堤防天端に達するおそれが高い場合（越水、溢水のおそれがある場合） ② 異常な漏水の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 決壊や越流が発生した場合 ④ 樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合

イ 水位周知河川以外の河川

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報（浸水害）が発表され、河川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量等から、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合 ② 洪水警報が発表され、規格化版流域雨量指数の値が、0.9程度に達した場合。 ③ 市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合 ④ 津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近又は通過し、多量の降雨が予想される場合。 ⑤ 異常な漏水等が発見された場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「計画高水位」を超えた状態で、堤防天端に達するおそれが高い場合（越水、溢水のおそれがある場合） ② 異常な漏水の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 決壊や越流が発生した場合 ④ 樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合

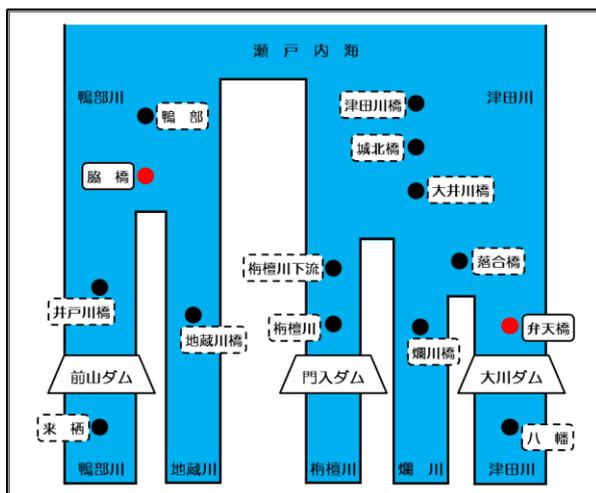
ウ 内水氾濫

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合 ② 住民等から床下浸水の発生に関する情報が通報された場合 ③ 雨水排水ポンプ施設等の排水性能を超える流入のおそれが高まった場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民等から床上浸水の発生に関する情報が通報された場合 ② 樋門、水門、雨水排水ポンプ等の施設の機能支障が発見された場合

③ 水位観測局

避難勧告等の発令の基準とする水位観測局は、図1のとおりとする。

(図1)



④ 避難勧告等の発令時の留意事項

水位周知河川以外の河川や内水氾濫による浸水は、浸水が極めて短時間で発生することが多いことや床上浸水となるケースが多くないことなどから、河川沿いの家屋や建物の地下部分以外の区域については、屋内での安全確保措置をとることも有効であることを併せて周知する。

⑤ 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。なお、内水氾濫については、大雨警報（浸水害）が解除され、浸水地域の水位が十分に下がり、当該地域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

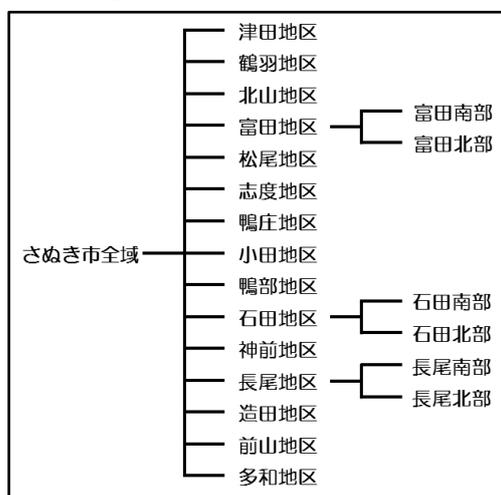
(2) 土砂災害

① 立ち退き避難すべき区域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び香川県が調査した急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所を原則とするが、他の区域においても土砂災害が発生する場合もあるので、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、气象台や香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

なお、発令の区域については、支会単位を基本とするが、支会内の地形等を考慮し、次のとおりとする。

【土砂災害に伴う避難勧告等の発令区域】



(注意) 富田・石田・長尾地区の北部及び南部の境界は、県道高松長尾大内線とする。

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に、気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、香川県が提供する土砂災害危険度の情報、消防団等の巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数を超過した場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜遅くから翌日明け方までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合 ④ 強い降雨を伴う台風が夜遅くから翌日明け方に接近又は通過することが予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測で土砂災害警戒情報の基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の実況で土砂災害警戒情報の基準を超過した場合 ② 土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ④ 土砂災害が発生した場合 ⑤ 避難勧告による立ち退き避難が十分ではなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

③ 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除する。ただし、土砂災害が発生した場合の解除については、土砂災害警戒情報が解除され、当該地域での降雨が72時間以上見込まれない場合を基本として解除する。

土砂災害が発生した地域については、避難勧告等を解除した場合であっても、時間雨量30mm、3時間雨量50mm、24時間雨量100mm以上のいずれかの降雨が予想される場合には、再度、避難勧告等を発令する。

(3) 高潮災害

① 立ち退き避難すべき区域

市内の沿岸地域（津田町津田、津田町鶴羽、志度、鴨庄、小田）を原則とし、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、气象台や香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に、気象注意報・警報、台風情報、消防団等の巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

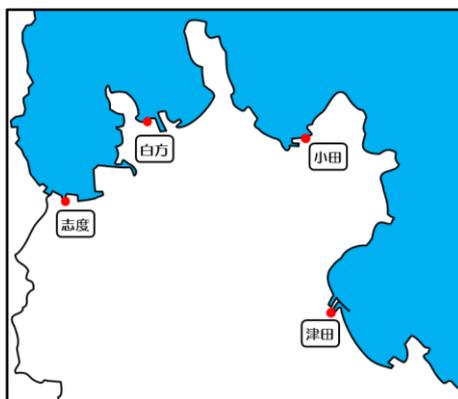
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 高潮注意報が発表されている状況で、当該注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及されている場合 ② 高潮注意報が発表されている状況で、台風情報などにより、さぬき市が暴風域に入ると予想されている、又は、台風がさぬき市に接近することが見込まれる場合
--------	--

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で、夜遅くから翌日明け方までに高潮警報に切り替わる可能性が言及されている場合 ③ 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で、高潮警報に切り替わる可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ④ 台風が接近し、府県気象情報等で特別警報発表の可能性があることと周知された場合 ⑤ 高潮警報が発表されている状況で、市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合 ⑥ 高潮警報が発表されている状況で、住民等から床下浸水の発生に関する情報が通報された場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 高潮警報が発表されている状況で、市内に設置している潮位計の潮位が、実況で2.0mを超えさらに潮位が上昇している場合 ② 海岸堤防等が倒壊したことを確認した場合 ③ 水門、陸閘等の異常を確認した場合 ④ 異常な越波、越流の発生を確認した場合 ⑤ 高潮警報が発表されている状況で、住民等から床上浸水の発生に関する情報が通報された場合

③ 潮位計

避難勧告等の発令の基準とする市内に設置する潮位計は、図2のとおりとする。

(図2)



④ 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、高潮警報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域の浸水が解消した段階を基本として解除する。

(4) 津波災害

① 立ち退き避難すべき区域

市内の沿岸地域（津田町津田、津田町鶴羽、志度、鴨庄、小田）を避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」とする。

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に発令する。

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地震に関する情報」の中で発表し、その後津波警報等が発表される可能性があることを認識した場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

③ 避難勧告等の発令時の留意事項

津波注意報が発表された場合の「立ち退き避難すべき区域」は、海岸堤防等より海側の地域とし、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を対象とする。

④ 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、大津波警報、津波警報、津波注意報の全てが解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が解除され、かつ、当該地域の浸水が解消した段階を基本として解除する。

3 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の取扱い

避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合、あるいは、避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 水害若しくは土砂災害に対し避難が必要な状況が夜間・早朝であっても、躊躇なく避難勧告等を発令する。
- ② 夕刻までに降水短時間予報、大雨警報の文中に記載されている注意警戒期間、府県気象情報を判断材料とし、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合は、避難勧告を発令する。

4 避難勧告等を判断する情報提供先

避難勧告等を判断するため、リアルタイムで入手できる防災気象情報等は次のとおりとする。

- ① 気象庁ホームページ防災情報：<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- ② 高松地方気象台ホームページ：<http://www.jma-net.go.jp/takamatsu/>
- ③ 香川防災Webポータル：<http://www.bousai-kagawa.jp/>
- ④ さぬき市観測情報システム：<http://www.anshin.sanuki.ne.jp/Observation/Map.aspx>
- ⑤ 気象庁防災情報提供システム：
<https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag?fj-is-sso-req-check=1>

- ⑥ 香川県砂防情報システム：http://www.pref.kagawa.lg.jp/kagawa2-saboSYS_4bousai/

(注意) ⑤システムを利用する場合については、事前に付与されたユーザーID・パスワードが、⑥システムを利用する場合については、事前に付与されたパスワードが必要となる。

12-4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】

第1章 総 則

1 計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、東北地方太平洋沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、特に高齢者や障害者等の災害時に支援を要する人（以下「避難行動要支援者」という。）の被災が多く見られることから、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められている。

避難支援計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

2 計画の位置づけ

避難支援計画は、さぬき市地域防災計画の要配慮者対策計画のうち在宅の要配慮者の避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

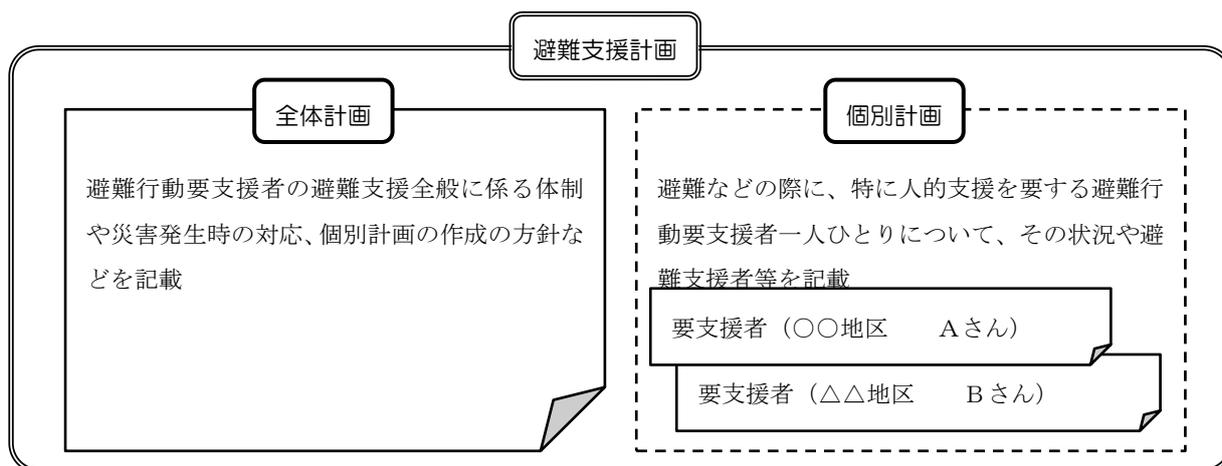
3 計画の構成

避難支援計画は、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本書のことを指し、ここでは避難行動要支援者の名簿の作成や避難支援全般に係る体制、災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別計画」とは本書に基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法を地域単位で具体的に示したものをいう。

【避難支援計画の構成イメージ図】



4 避難行動要支援者となる者

避難支援計画の対象となる避難行動要支援者とは、市内に居住する在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、一連の行動をとるために支援を要する次の者とする。

- (1) 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者

- (2) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級（総合等級）の第1種の者（ただし、心臓機能障害又はじん臓機能障害のみで該当するものを除く。）
- (3) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が㊤又はA判定の者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- (5) 生活支援を受けている難病患者
- (6) 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

5 避難支援等関係者となる者

避難支援計画の対象となる避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者とは、次のものとする。

- (1) さぬき警察署
- (2) 大川広域消防本部
- (3) さぬき市消防団
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) さぬき市社会福祉協議会
- (6) 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- (7) 避難行動要支援者が居住している地域で当該避難行動要支援者に対する避難支援に必要と市長が認めた者

第2章 避難行動要支援者名簿

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10の規定に基づき、市内に居住する在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

避難行動要支援者名簿の作成は、健康福祉部福祉総務課が所管するものとする。

2 避難行動要支援者情報の把握

健康福祉部福祉総務課は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の状況を集約し、要介護状態区分や障害種別などを把握するものとする。

また、避難行動要支援者名簿の作成のため、市で把握していない情報の取得が必要と認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の記載事項

市が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号などの連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、健康福祉部福祉総務課は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つため次の措置を講じるものとする。

(1) 新たに市に転入してきた要介護高齢者、障害者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を速やかに避難行動要支援者名簿に追加するものとする。

(2) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所をしたことを把握した場合は、速やかに避難行動要支援者名簿から削除するものとする。

なお、避難行動要支援者の状況の変化に対応するため、避難行動要支援者に該当する者を認定する部局は、健康福祉部福祉総務課と連携を密にし、その変化状況を定期的に報告するものとする。

5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを実施するため、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、名簿情報を共有するものとする。

ただし、避難支援等関係者に提供する場合は、避難行動要支援者からの同意があった場合のみとする。同意は、市が避難行動要支援者本人（重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）に郵送や戸別訪問などによる方法で直接的に実施するものとし、避難行動要支援者が情報の提供に同意する場合は、提供が可能な避難支援等関係者の意向を必ず確認するものとする。

同意の確認に際しては、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分に考えられること」をよく説明し、「必ず避難支援者が来るとは限らないこと」を承知していただき、名簿に掲載され、避難支援者がその情報を共有していることが、避難支援者が必ず助けてくれることを保証するものではないということを、あらかじめ理解されるよう説明しなければならないものとする。

なお、避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法を根拠として、名簿情報提供の同意の意思表示に係わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供するものとする。

参考：災害対策基本法（昭和36年法律223号）第49条の11第3項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

6 避難行動要支援者名簿の適正管理

大規模な災害等によって市の機能が著しく低下することも考慮し、避難行動要支援者名簿は、電

子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管するものとする。紙媒体の避難行動要支援者名簿についても、常に最新の状態とするように努めるものとし、健康福祉部福祉総務課と総務部総務課危機管理室の2箇所で厳重に保管するものとする。また、名簿情報を適正に管理するため、避難行動要支援者名簿の保管部局においては、機密性に応じた情報の取得方法等を定めて各種の法令等を遵守し、適正な情報管理を行うものとする。

避難行動要支援者名簿情報を事前に提供された避難支援等関係者は、災害対策基本法により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者に関する情報が無用に共有、利用されないようにしなければならないものとする。

なお、避難支援等関係者は、事前に提供された避難行動要支援者名簿の情報を施錠可能な場所に保管するとともに、必要以上の複製をしてはならないものとする。また、避難支援等関係者が団体である場合も同様とするものとする。

第3章 個別計画の作成

1 個別計画作成の目的

災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援、誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難に際して特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの緊急避難場所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時の安否確認や避難支援者等を記載した個別計画の作成に取り組むものとする。

2 個別計画の作成

市は、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者のうち名簿情報の提供について同意が得られた避難に際して特に人的支援を要する避難行動要支援者の個別計画の作成に取り組むものとする。個別計画は、避難行動要支援者を訪問するなどして、本人やその家族と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら計画を作成するものとする。

3 避難支援者の確保

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり、安否確認や緊急避難場所等までの避難を支援する避難支援者を可能な限り近隣者で確保することに努めるものとする。なお、避難支援者には、その時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものであり、避難支援に当たっては、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明するものとする。

また、避難支援者の不在や避難支援者本人の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で個別計画を作成する避難行動要支援者一人に対して複数の避難支援者を定めるものとする。

4 個別計画の内容

個別計画には、次の内容を記載するものとする。

- ① 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合に手助けが必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など避難支援に必要な事項
- ② 災害時に配慮しなくてはならない事項
- ③ 家族構成

- ④ 緊急時の連絡先
- ⑤ 避難支援者の氏名、連絡先など（可能な限り複数）
- ⑥ 緊急避難場所等の情報

5 個別計画の共有・管理

個別計画の原本は市が保管し、その写しを避難支援等関係者、避難行動要支援者本人及び避難支援者が共有するものとする。

個別計画を共有する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとする。

6 個別計画の確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について、事前に確認するとともに、内容に変更がある場合には、個別計画を随時修正し、正しい情報に更新するものとする。

なお、個別計画を修正し、正しい情報に更新した場合は、必ず市に届け出るものとする。

第4章 日頃の備え

1 避難支援体制の基本的な考え方

個別具体的な避難行動要支援者への支援については、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の住民ならではの活動による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

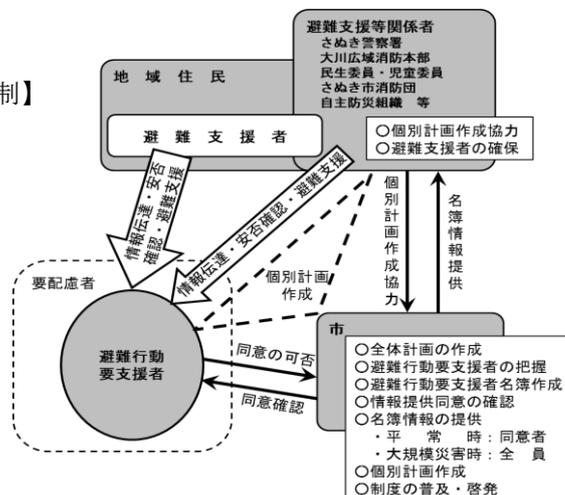
行政機関は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努めるものとする。

また、市は、さぬき市地域防災計画等に基づき、避難支援等関係者を含めた市民の防災意識の向上に努めるものとする。

自 助	自分ができることを、自分自身で行う。 「自らの身の安全は、自らが守る。」
共 助	個人のみだけでは解決が困難なことを、地域で協力して行う。 「自分たちのまちは、自分たちで守る。」
公 助	課題が専門的である、広域的である等、個人や地域の力では解決できないことを、国・県・市・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。

* 災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から「自助」「共助」の充実を図ることが重要である。

【避難行動要支援者の支援体制】



2 関係機関との連携

避難行動要支援者の避難支援は、地域（近隣）の共助の役割が重要となる。このため、市は、避難支援等関係者や避難支援者と連携し、避難支援体制の構築を推進するものとする。また、地域コミュニティや地域における避難支援に関する人材の育成や啓発活動に努めるなど支援体制の充実を図るものとする。

3 避難に関する情報

市は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、下表のとおり避難に関する情報（以下「避難準備情報等」という。）を発令する。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達するものとする。

【避難準備情報等一覧】

区分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等へ避難行動を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

4 情報伝達ルート

市は、避難準備情報等については、その災害の状況を考慮し、次表の多様な手段を講じて情報提供を行うものとする。

【情報伝達手段の一覧】

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
音声告知端末による放送	○	
広報車両等による広報	○	
CATV（コミュニティチャンネル）による放送	○	○
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市ホームページへの掲載		○
安全安心メールの配信		○
緊急速報メールの配信		○

避難行動要支援者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚・聴覚障害者に対する情報手段、外国人に対応する言語等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

このため、福祉班が中心となって、避難支援等関係者や避難支援者、関係機関・団体のネットワークを活用し、避難行動要支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備することに努めるも

のとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者や避難支援者が避難行動要支援者に直接電話し、もしくは避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮するものとする。

5 防災意識の啓発

市が作成する防災マップや各種ハザードマップの配布や市ホームページへの掲載等により、避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう市民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域又は自治会単位で地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

第5章 災害発生後の対応

1 情報伝達及び安否確認の実施

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者や避難支援者は、まず本人や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かうものとし、情報伝達及び安否確認、さらには救護や避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に行うものとする。

また、情報を伝達する際には、安否確認を行うとともに、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況を把握し、適切に支援するものとする。

2 避難支援の実施

避難支援等関係者や避難支援者は、避難準備情報等が発令されたとき、避難行動要支援者の避難を支援するものとする。ただし、無理な状況での避難支援は、被害を増大させることもあることから、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行うものとする。

避難支援等関係者や避難支援者は、あらかじめ定めた個別計画に基づき支援を実施するが、避難支援の実施に当たり、支援者本人や家族の安全の確保を最優先するものとしていることから、市はあらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者や避難支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことを周知するものとする。

第6章 指定避難所等における支援体制

1 相談窓口の設置

避難行動要支援者のニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられることから、ニーズを迅速かつ正確に把握するため、必要に応じ民生委員・児童委員などの協力を得て、相談窓口を指定避難所に設けるものとする。

2 指定避難所での対応

避難行動要支援者に対しては、環境の整った場所へ受け入れるよう配慮を行い、併せて他の避難者にも協力を求めるとともに、指定避難所施設においては、避難行動要支援者が生活するうえでの障害を可能な限り取り除くよう努めるものとする。

また、避難行動要支援者に対する情報提供に当たっては、一人ひとりの心身の状態等に考慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いるものとするとともに、こころのケアのための専門職員やボランティアの派遣を要請するものとする。

3 福祉避難所の体制整備

市は、指定した福祉避難所において、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難ができる体制を整備できるよう努めるものとする。

なお、福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

4 福祉避難所等への移送

市は、避難行動要支援者の重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、特別な配慮が必要となったときは、家族や福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関と連携を図り、指定避難所から移送するなど心身の状態等に配慮した生活の確保を図るものとする。

第7章 避難訓練の実施

避難行動要支援者が迅速かつ適切に避難を行うためには、避難行動要支援者本人を含めた近隣住民同士で日頃からの繋がりや避難行動要支援者と避難支援等関係者や避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を平常時から深める必要がある。

また、避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要となる。

このため、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者や避難支援等関係者、避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図るものとする。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援等関係者等が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

第8章 その他

この計画の実施に関し必要な事項及び様式等については、市長が別に定めるものとする。